

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和元年第6回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中13名の出席です。2番藤本委員、12番上原委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番 岐部委員、8番 富貴委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第33号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第33号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号20番 土地の所在は、国見町榑来字 []番、地目が田、面積は1,655㎡です。渡人は、国見町榑来の []さん、受人は、国見町榑来の []です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、農産物生産の実践、及び立証ほ場として敷地に隣接する農地が必要であるためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号21番 土地の所在は国東町川原字 []番、地目が田、面積は1,868㎡になります。渡人は、国東町川原の []さん、受人は、国東町川原の []さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、父親の農地を譲り受けて管理・耕作をするとなっています。譲渡による所有権移転です。</p>

議 長	議案第33号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号20番、21番の説明がありましたが、ご質疑は
議 長	ございませんか。
	(質疑なし)
議 長	それでは、申請番号20番について承認される方の挙手を求め
	ます。
	(全員挙手)
議 長	申請番号20番について、全会一致で承認されました。
	次に申請番号21番について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	申請番号21番について、全会一致で承認されました。
	議案第33号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号20番、21番については、全て全会一致で承認
	されました。
議 長	次に、議案第34号 農地法第5条の規程による許可申請につ
	いて、事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第34号 農地法第5条の規程による所有権移
	転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。
	申請番号10番 土地の所在は、安岐町油留木字
	番、地目が田、面積は1,223㎡、外に田が2筆の合計3
	筆で2,657㎡になります。渡人は、大分市の
	さん、
	受人は、日出町の
	さんで
	す。転用の目的は、太陽光発電施設です。申請事由は、遊休農地
	に太陽光発電施設を設置することにより、農地を有効利用する
	となっています。パネル448枚、114.2kwの施設です。申
	請地は、北側を譲渡人が所有する畑、西側を公道、南側を農地東
	側を農道に囲まれた遊休農地で農業公共投資の対象となってい

<p>議 長</p>	<p>ない10ha未満の農地であることから、第2種農地と判断しました。賃借による地上権設定です。</p> <p>議案第34号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号10番について事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第34号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申、申請番号10番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第34号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申の、申請番号10番については全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第35号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第35号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が40筆で41,219㎡、内訳として田が36筆で37,074㎡、畑が4筆で4,145㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が33筆で36,369㎡、更新設定は、総数が7筆で4,850㎡となっています。詳細につきましては、資料の3ページから6ページをご確認ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第35号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第35号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議 長	<p>議案第35号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第36号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が17筆の20,248㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の7ページから8ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第36号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第36号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第36号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第37号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第37号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号25番 土地の所在は、安岐町油留木字■■■■番、地目が田、面積は1,800㎡です。申請人は安岐町油留木の■■■■さんです。申請事由については、体の都合により</p>

	<p>管理できなくなって15年程経過し、現在は荒れ地で農地として使えないためとなっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第37号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号25番の説明がありました。ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第37号 申請番号25番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第37号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号25番は全会一致で提案通り承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>